

平成 29 年 4 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q 通販で買ったスーツが似合わなかったので返品を申し出たところ、「規約に初期不良以外返品不可とある」として断られました。クーリングオフできないのですか？

A 契約には法的な拘束力があるので、一旦契約した以上、原則自己都合などで一方的に解約することはできません。クーリングオフは不意打ち性のある勧誘に対して適用される権利で、ご質問のように通信販売など自ら購入の申し出をした契約については適用されません。通信販売では返品の可否や返品期限など、事業者が定めた特約（ルール）に従うことになります。特約の記載がない場合は 8 日以内は返品ができます。注文する前に返品の対応をよく確認しましょう。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５